

令和 6 年度

佐世保市包括外部監査結果報告書

令和 6 年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 馬 場 章 廣

目 次

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1 章	包括外部監査の概要	2
第 2 章	事件を選定した理由	2
第 3 章	包括外部監査の手法	3
第 4 章	包括外部監査の期間	4
第 5 章	包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	5
第 6 章	利害関係	5
第 7 章	報告書の構成	5

第 2 部 佐世保市の財政及び人口の推移

第 1 章	佐世保市の財政の推移	7
	第 1 普通会計	8
	第 2 一般会計	1 0
	第 3 財政に関する見通し	1 5
第 2 章	人口の推移	1 8
	第 1 佐世保市の人口の推移	1 8

第 3 部 佐世保市における防災・減災の施策

第 1 章	監査の観点・方法	2 0
第 2 章	我が国における防災・減災の経緯・内容等	2 1

第 1	我が国の災害の歴史	2 1
第 2	我が国における防災対策の歴史	2 5
第 3 章	佐世保市の防災・減災の現状と課題	2 7
第 1	佐世保市の自然条件	2 7
1	地勢	2 7
2	気象	2 8
3	災害に関する気象	2 8
第 2	社会条件	3 5
第 3	原子力発電	3 6
第 4 章	佐世保市における防災・減災に関する施策の概要と担当部局	3 9
第 1	計画の概要	3 9
第 2	佐世保市における担当部局と財務内容	4 0
1	防災危機管理局の職務分掌と財務内容	4 0
(1)	防災危機管理局について	4 0
(2)	組織構成・事務分掌	4 0
(3)	財政状況	4 6
(4)	佐世保市と自治体・民間団体との協定	4 9
2	佐世保市消防局の職務分掌と財務内容	5 2
(1)	佐世保市消防局について	5 2
(2)	組織構成	5 2
(3)	財政状況	5 5
第 5 章	佐世保市における具体的な取り組み	5 9
第 1	災害予防計画	5 9
1	水害予防計画	5 9
(1)	河川等の予防対策計画	5 9
(2)	耕地等の予防対策計画	8 6

2	地震災害予防に関する計画	8 9
(1)	地震被害の想定と課題	8 9
(2)	都市の防災化	9 7
(3)	公共施設等の安全対策	1 0 8
3	その他の災害予防に関する計画	1 1 4
(1)	風害予防に関する計画	1 1 4
(2)	雪害予防に関する計画	1 1 6
(3)	高潮災害予防に関する計画	1 1 9
(4)	土砂災害危険箇所等災害予防に関する計画	1 2 4
(5)	森林火災予防に関する計画	1 3 5
(6)	火災予防に関する計画	1 3 6
4	資材器材等の整備に関する計画	1 6 1
5	気象伝達に関する計画	1 6 1
6	訓練に関する計画	1 7 8
7	自主防災組織の育成に関する計画	1 9 2
8	防災知識の普及に関する計画	2 0 8
9	避難行動要支援者に関する計画	2 1 9
1 0	要配慮者に対する計画	2 4 3
1 1	ボランティアに関する計画	2 4 9
1 2	情報収集伝達に関する計画	2 5 1
第 6 章	原子力施設の原子力災害対策	2 6 2
第 1	災害予防対策	2 6 2
1	原子力事業者の防災業務計画の作成等	2 6 2
2	情報の収集及び連絡体制等の整備	2 6 4
(1)	情報の収集及び連絡体制等の整備	2 6 5
(2)	情報の分析整理	2 6 5

(3) 通信手段の確保等	2 7 4
3 災害応急体制の整備	2 7 6
(1) 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	2 7 6
(2) 災害対策本部体制等の整備	2 7 6
(3) 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会の派遣体制	2 7 7
(4) 長期化に備えた動員体制の整備	2 7 7
(5) 防災関係機関相互の連絡体制	2 7 7
(6) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	2 7 8
(7) 自衛隊との連携体制	2 7 8
(8) 広域的な応援協力体制の拡充・強化	2 7 8
(9) 専門家の派遣要請	2 7 8
(1 0) 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	2 7 9
(1 1) モニタリング体制等	2 7 9
4 避難受入れ活動体制の整備	2 8 1
(1) 避難計画の作成	2 8 1
(2) 避難計画における避難先	2 8 2
(3) 避難計画における避難経路及び手段等	2 8 3
(4) 避難所等の整備	2 8 5
(5) 要配慮者の避難誘導、移送体制等の整備	2 9 2
(6) 住民等の避難状況の確認体制の整備	2 9 2
(7) 避難所、避難方法等の周知	2 9 2
(8) 学校等における避難計画の作成	2 9 5
5 緊急輸送活動体制等の整備	2 9 5
6 避難退域時検査の実施体制の整備	2 9 5
(1) 体制の整備	2 9 5

(2) 検査の方法	2 9 6
(3) 検査の場所	2 9 6
7 救助・救急・医療及び防護資機材の整備等	2 9 6
(1) 救急・救助用資機材の整備充実等	2 9 6
(2) 救助・救急機能の強化	2 9 7
(3) 医療活動用資機材の管理及び原子力災害医療活動等への協力	2 9 8
(4) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	2 9 8
(5) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	2 9 8
(6) 物資の調達、供給活動	2 9 9
8 住民等への的確な情報伝達体制の整備	2 9 9
(1) 情報項目の整理	2 9 9
(2) 情報伝達体制の整備	2 9 9
(3) 住民相談窓口設置の整備	2 9 9
(4) 多様なメディアの活用体制の整備	3 0 0
9 行政機関、学校等の避難計画等	3 0 0
10 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	3 0 0
11 防災業務関係者の研修	3 0 2
12 防災訓練等の実施	3 0 2
(1) 訓練計画の策定	3 0 2
(2) 訓練の実施	3 0 3
(3) 実践的な訓練の工夫と事後評価	3 0 3
13 災害復旧への備え	3 0 4

第 4 部 総括

第 1 章 全体的な評価・意見	3 0 6
第 2 章 意見及び評価等	3 0 7

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、原則として、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。ただし、項・号について、適宜「第」の記載していることがある。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「,」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「、」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。また、包括外部監査人については、適宜「監査人」と略称することがある。

※年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除いて、原則として「令和1年度」又は「令和元年度」と記載する。

第 1 部

包括外部監査の概要

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37の1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

1 外部監査のテーマ

防災・減災に関する財務・事務執行

2 外部監査の対象期間

原則として2023（令和5）年度。ただし必要に応じて他年度。

第2章 事件を選定した理由

我が国ではその地理的条件や気象的条件等から、豪雨や豪雪、地震や台風などの自然災害による甚大な被害が繰り返し発生してきた。近年では2011（平成23）年の東日本大震災、2016（平成28）年の熊本地震、2024（令和6）年の能登半島地震の発生のほか、2018（平成30）年7月の西日本豪雨、2019（令和元）年8月に九州北部豪雨、2020（令和2）年7月に熊本豪雨等、毎年豪雨災害が記録されているように、多様な自然災害が日本各地で発生し、以前よりも深刻な損害を被る機会も多い。佐世保市は1967（昭和42）年7月の大水害以降は、災害救助法の適用を受ける規模の災害は発生していないものの、度々大雨や台風に見舞われており、今後も大きな被害が出る可能性は否定できない。

このような状況を受け、佐世保市においては、災害の未然防止、災害の軽減及び災害復興のための諸施策を明らかにし、これを総合的かつ計画的に推進するための「佐世保市地域防災計画」、災害対策を総合的かつ計画的に推進するための「佐世保市防災減災事業計画」「佐世保市防災減災事業計

画実施計画」を策定するなど、防災や減災に関する様々な取り組みを進めてきている。その取り組みを今後も十分に進めていくためには、防災や減災に関する財務・事務執行を適切に管理することが非常に重要となる。

また、これまで佐世保市の包括外部監査において同内容の監査が実施されていないことから、防災や減災に関する事業について、財務・事務執行が効果的かつ適切に実施されてきたかどうか検証を行うことは有意義であり、どのような事業が必要で何が足りないかという観点からも検証を試みたく、本年度の監査テーマとして選定した。なお、防災や減災に関する事業は多岐にわたることから、本監査においては予防の点に絞って監査を実施した。

第3章 包括外部監査の手法

第1 外部監査の対象部署

佐世保市の事務分掌として防災・減災に関する施策を統括している防災危機管理局を主要な監査対象とし、関連する全部局の取組についても監査対象とした。

第2 外部監査の観点

防災・減災に関する事業の財務・事務執行の現状監査につき、その施策や事務執行並びにその結果については、法令による是非を問われるべきものである。それゆえ、これらについては、適法性、有効性及び効率性に重点を置いて検証した。また、その財務については、税金を直接の原資としていることから、適法性、有効性及び効率性に加え、経済性も併せてその適否につき留意した。

それぞれの語句の意味について、以下のとおりである。

- 適法性 法令等の根拠に照らし、防災・減災に関する事業の事務執行が適切に執行されているか。
- 有効性 事務・事業の遂行および予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。
- 経済性 より少ない費用で実施できないか。
- 効率性 佐世保市における防災・減災に関する支出につき、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

第3 外部監査の手続

主な手続は、以下のとおりである。

- 1 関係資料（法規集・文献等）の収集・検証
- 2 関係部署に対するヒアリング・書面照会

関係部署に対し、必要に応じて、ヒアリングを実施した。また、適宜、関係部署、特に、佐世保市防災危機管理局をはじめとする各部署への書面照会を用いて事実確認を行った。

- 3 関係書類の閲覧

関係部署へ必要書類の閲覧を求め、閲覧した。原本確認が必要なものは原本を確認した。

第4章 包括外部監査の期間

2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月31日

第5章 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第252条の32の1項）。

監査人を含め弁護士4名体制である。

包括外部監査人	弁護士	馬 場	章 廣
包括外部監査人補助者	弁護士	松 田	貴 史
同上	弁護士	堤 智	代 美
同上	弁護士	今 井	寧 子

第6章 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第7章 報告書の構成

第1 全体の構成

- 第1部 包括外部監査の概要
- 第2部 佐世保市の財政及び人口の推移
- 第3部 佐世保市における防災・減災の施策
- 第4部 総括

第2 各部の各章の構成

本報告書では、第2部及び第3部において、基本的に、以下の構成で記載することとした。ただし、章によっては、当該構成での記載が難しい場

合は、別の構成によっている。

1 監査の観点・監査の方法

当該項目において意識した監査の観点と監査の方法を記載した。

2 組織概要等

佐世保市の防災・減災に関する施策を担当する防災危機管理局について、適宜組織概要等を記載した。

3 法令、内規等（規範）

佐世保市における防災・減災については、災害対策基本法など国の法令が定められているが、地域毎の需要への対応のため、佐世保市防災会議条例等の各条例及び内規が具体的な手続を定めている。関係法令や内規等についても内容を精査した。

4 現実の運用状況、手続内容の摘示（事実）

監査にて把握した実際の予算執行状況につき、必要に応じて選別の上で、運用状況及び手続内容について摘示した。

5 意見等

監査項目についての判断となる指摘及び意見、評価については、上記の規範及び運用状況等事実について、適宜個別に付するとともに、各章の総論的なものについては最後に記載した。それぞれの意義は次のとおりである。

- (1) 規範に反しているもの、数値目標等が設定されているものの目標に達していないものは「指摘」とする。
- (2) 規範には反していないものの改善・変更をすべきと考えるものを「意見」とする。
- (3) 事務執行のうち評価されるべき点については、端的に「評価」と記載している。

第 2 部

佐世保市の財政及び人口の推移

第1章 佐世保市の財政の推移

第1 普通会計

- 1 佐世保市の会計につき一般会計及び特別会計を統一的に再構成した普通会計につき、2019（令和元）年度から2022（令和4）年度までの決算の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

一般会計決算状況(普通会計ベース)

（単位：千円）

	佐世保市 (4年度)	佐世保市 (3年度)	佐世保市 (2年度)	佐世保市 (元年度)
歳入総額	138,889,941	144,680,447	157,063,195	136,677,733
歳出総額	133,196,467	138,657,544	151,357,527	132,355,607
歳入歳出差引額	5,693,474	6,022,903	5,705,668	4,322,126
翌年度繰り越すべき財源	1,183,117	1,396,820	1,073,687	1,063,350
実質収支	4,510,357	4,626,083	4,631,981	3,258,776
単年度収支	△ 115,726	△ 5,898	1,373,205	△ 314,347
基金積立金	2,296,283	2,321,961	1,411,048	2,169,679
繰上償還額	0	8,000	7,236	106,100
積立金取崩額	2,691,362	1,264,360	1,306,516	1,180,224
実質単年度収支額	△ 510,805	1,059,703	1,484,973	781,208

2 決算統計主要指標比較表（2019（令和元）年度から2022（令和4）年度まで）

（単位：千円）

決算統計主要指標比較表（普通会計ベース）

（単位：千円）

	佐世保市 (4年度)	佐世保市 (3年度)	佐世保市 (2年度)	佐世保市 (元年度)
歳入総額	138,889,941	144,680,447	157,063,195	136,677,733
地方税	29,677,258	29,238,914	29,105,439	29,785,825
地方譲与税	755,900	761,481	756,997	730,987
利子割交付金	8,602	15,466	18,723	16,836
配当割交付金	91,656	116,769	67,075	77,115
株式譲渡所得等所得割交付金	88,249	147,206	85,978	42,388
地方消費税交付金	6,119,367	5,956,628	5,448,546	4,501,778
ゴルフ場交付金	42,054	40,791	36,765	35,804
自動車交付金	1,532	0	17	74,828
自動車税環境性能割交付金	47,211	38,420	40,179	16,282
法人事業税交付金	359,946	341,776	194,493	
地方特例交付金	201,797	621,341	201,305	422,710
地方交付税	25,973,757	26,939,462	25,113,042	25,233,513
交通安全交付金	27,098	31,731	35,044	32,770
分担金・負担金	1,688,678	1,738,005	1,662,837	2,001,374
使用料	1,976,330	1,965,808	1,976,419	2,131,238
手数料	739,631	743,444	746,660	752,934
国庫支出金	32,603,684	35,536,114	54,135,562	25,638,800
国有提供交付金	797,997	785,088	789,948	788,018
都道府県支出金	9,829,073	13,445,492	11,442,480	8,950,315
財産収入	704,839	639,805	597,442	853,493
寄附金	2,422,331	2,094,253	2,150,331	2,440,202
繰入金	5,892,785	4,126,228	4,780,176	5,325,757
繰越金	6,022,903	5,705,668	4,322,126	4,453,597
諸収入	4,827,163	4,144,257	4,851,311	6,172,669
地方債	7,990,100	9,506,300	8,504,300	16,198,500

3 決算統計主要指標比較表（普通会計ベース）

（2019（令和元）年度から2022（令和4）年度まで）

（単位：千円）

決算統計主要指標比較表(普通会計ベース)

(単位:千円)

	佐世保市 (4年度)	佐世保市 (3年度)	佐世保市 (2年度)	佐世保市 (元年度)
歳出総額	133,196,467	138,657,544	151,357,527	132,355,607
義務的経費	68,029,316	71,199,914	64,332,447	61,802,814
人件費	19,836,195	19,791,710	19,535,851	17,135,810
扶助費	37,201,183	40,385,745	34,288,861	33,735,850
公債費	10,991,938	11,022,459	10,507,735	10,931,154
投資的経費	18,044,110	17,140,532	15,388,521	25,892,937
その他	47,123,041	50,317,098	71,636,559	44,659,856

第2 一般会計

- 1 一般会計決算の推移（2019（令和元）年度から2022（令和4）年度まで）

(単位:千円)

一 般 会 計 決 算 状 況

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳 入 額	135,221,412	139,910,695	155,146,065	134,243,305
歳 出 額	129,954,547	134,298,442	149,998,243	130,346,855
歳入歳出差引額	5,266,865	5,612,253	5,147,822	3,896,450
翌 年 度 へ 繰り越すべき財源	1,126,083	1,396,709	1,059,466	1,063,350
実 質 収 支 額	4,140,782	4,215,544	4,088,356	2,833,100
単 年 度 収 支 額	△ 74,762	127,188	1,255,256	△ 422,550
基 金 積 立 額 (財 政 調 整 基 金)	2,296,283	2,321,961	1,411,048	2,169,679
繰 上 償 還 額	0	113,721	7,236	106,100
積 立 金 取 崩 額 (財 政 調 整 基 金)	2,691,362	1,264,360	1,306,516	1,180,224
実質単年度収支額	△ 469,841	1,298,510	1,367,024	673,005

2 一般会計歳入決算額（2019（令和元）年度から2022（令和4）年度まで）

（単位：千円）

一般会計歳入決算額（R元～R5）

（単位：千円）

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		決 算 額	決 算 額	決 算 額	決 算 額
自主財源	市 税	29,677,258	29,238,914	29,105,439	29,785,825
	分担金及び負担金	2,213,796	2,251,347	2,170,039	2,534,665
	使用料及び手数料	1,330,333	1,293,994	1,287,141	1,443,367
	財産収入	684,864	696,462	583,057	852,042
	寄 附 金	2,422,331	2,094,253	2,150,331	2,440,202
	繰 入 金	5,825,308	4,042,451	5,311,928	5,832,686
	繰 越 金	5,612,253	5,147,823	3,896,450	3,990,161
	諸 収 入	4,784,061	4,124,749	4,911,079	6,166,086
	小 計	52,550,204	48,889,993	49,415,464	53,045,034
依存財源	地 方 譲 与 税	755,900	761,481	756,997	730,987
	利子割交付金	8,602	15,466	18,723	16,836
	配当割交付金	91,656	116,769	67,075	77,115
	株式等譲渡所得割交付金	88,249	147,206	85,978	42,388
	法人事業税交付金	359,946	341,776	194,493	-
	地方消費税交付金	6,119,367	5,956,628	5,448,546	4,501,778
	ゴルフ場利用税交付金	42,054	40,791	36,765	35,804
	環境性能割交付金	47,211	38,420	40,179	16,282
	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	797,997	785,088	789,948	788,018
	地方特例交付金	201,797	621,341	201,305	422,710
	地 方 交 付 税	25,973,757	26,939,462	25,113,042	25,233,513
	交通安全対策特別 交 付 金	27,098	31,731	35,044	32,770
	国 庫 支 出 金	31,542,632	34,017,713	53,402,498	24,854,631
	県 支 出 金	9,677,210	13,349,330	11,188,691	8,836,811
	市 債	6,936,200	7,857,500	8,351,300	15,533,800
	自動車取得税 交 付 金	1,532	0	17	74,828
	小 計	82,671,208	91,020,702	105,730,601	81,198,271
	合 計	135,221,412	139,910,695	155,146,065	134,243,305
	うち一般財源	63,367,329	64,218,254	61,068,559	60,938,066

※表中の網掛け部分は、一般財源。

一般会計歳入について、最も重要な自主財源である佐世保市税は、概ね横ばい状態となっている。2020（令和2）年度以降、大きくはないが地方消費税の増加傾向があり、また、国庫支出金が2020（令和2）年度に大きく増加している。これは、2019（令和元）年10月に、消費税額が「8%⇒10%」となったため消費税が増額したものであり、また、国庫支出金については、特別定額給付金事業や新生児等特別定額給付金事業のための増額、並びに、「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」の交付による増額である。

3 一般会計目的別歳出決算額（2019（令和元）年度から2022（令和4）年度まで）

（単位：千円）

一般会計目的別歳出決算額（R元～R5）

（単位：千円）

款 別	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
	決 算 額	決 算 額	決 算 額	決 算 額
議 会 費	569,658	544,693	550,333	577,603
総 務 費	16,607,994	16,550,839	39,018,253	14,509,213
民 生 費	49,986,705	53,356,859	47,603,163	47,330,981
衛 生 費	13,330,293	13,185,866	11,320,346	20,192,051
労 働 費	70,038	67,991	68,251	74,504
農 林 水 産 業 費	2,724,989	2,273,498	2,739,171	2,231,229
商 工 費	6,833,461	10,750,690	10,208,971	7,141,411
土 木 費	9,208,522	8,101,681	7,551,534	6,352,213
港 湾 費	2,543,945	2,047,178	1,728,035	2,819,372
消 防 費	4,280,298	4,695,200	5,771,268	4,289,256
教 育 費	12,806,568	11,090,555	11,633,783	13,609,392
災 害 復 旧 費	707,302	1,200,218	1,477,448	593,376
公 債 費	10,284,774	10,433,174	10,327,687	10,626,254
諸 支 出 金	0	0	0	0
合 計	129,954,547	134,298,442	149,998,243	130,346,855

第3 財政に関する見通し

1 佐世保市中期財政計画の概略

(1) 佐世保市の財政に関する見通し

佐世保市の財政に関する見通しについては、2023（令和5）年10月、佐世保市財務部が「佐世保市中期財政計画（令和6年度～令和元0年度）」を策定している。同計画の概略は、以下のとおりである。

(2) 財政計画：2022（令和4）年時点での財政上の問題

ア 収支全体

2025（令和7）年度から2030（令和元0）年度の収支不足幅は累積で△343.6億円となる見込みである。財政調整基金（年度による財政不均衡を調整するため財源に余剰がある際に積み立てておく基金）を全額繰り入れるとしても収支不足が改善しない厳しい状況にある。

イ 歳入

佐世保市税については、内閣府が公表した中長期の経済財政に関する試算（2023（令和5）年7月）において、「新しい資本主義の実現に向けて、「人への投資」や成長分野における官民連携の下での投資が促進される中で、生産性の上昇とあいまって、潜在成長率が着実に上昇するとともに、所得の増加が消費に結びつく形で見込む」ことに沿った形で、2024（令和6）年度は298.0億円（2023（令和5）年度比＋2.0億円）が見込まれる。

地方財政対策による推計を参考とした歳入純一般財源（1款（佐世保市税）、2款～9款（譲与税及び長崎県税交付金）、11款（地方特例交付金）、12款（地方交付税）、23款（臨時財政対策債）の合計額）は、2022（令和4）年度計画2024（令和6）～2027（令和9）

年度と今回の同期間を比較すると、64.8億円の増となる。

2021（令和3）年度の「骨太の方針2021」の中で、引き続き地方の一般財源総額は、2024（令和6）年度までの3年間は一定の額を確保することが示されているものの、それ以降は不透明な状況であり、恒常的な財源不足が続く中、コロナ禍や物価高騰等への対応も加わり一段と厳しさを増した現下の国の財政事情を鑑みれば、平時モードに戻った際の国の歳出改革等に係る地方財政への影響について注視していく必要があり、今後の地方財政は厳しい財政運営が予想される。

ウ 歳出

社会保障関係費が右肩上がりである。普通建設事業は2019（令和元）年度（新西部クリーンセンター建設や学校空調整備の特殊要因あり）の253.0億円がピークである。今後は、施設の老朽化（施設保全・長寿命化）への対応などにより高水準（増加していく見込み）である。また、人件費や物価高騰に伴う光熱費が増加傾向であるほか、新規事業（中学校給食無償化など）により歳出は増加している。社会保障関係費の伸びは、公債費（借金返済）の縮減でカバーすることになる。なお、公債費については、これまでの大型事業（クルーズ岸壁整備、新西部クリーンセンター建設、学校空調整備等）の償還が続くことに加え、今後、施設保全・長寿命化への対応などによる地方債の発行増が見込まれる。

エ 財政計画

第6次行財政改革推進計画（後期プラン）に掲げる改革改善の取組みを継続して実施し、財源調整後の収支不足△25.7億円は、第7次行財政改革推進計画（行革推進プラン）の取組みによる改革改善効果額で補い、財政運営の健全性の維持を目指す。

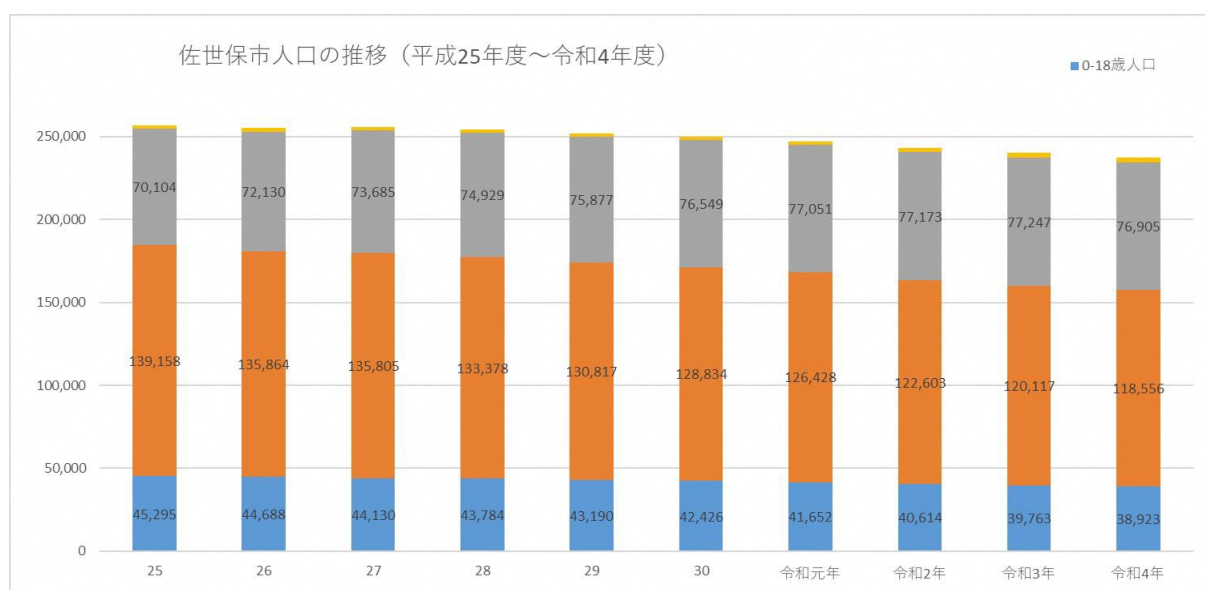
しかしながら、5年間の累積で△7.0億円の収支不足（収支不均

衡) の状況であるため、さらなる改革改善の取組みを各部局が危機感(危機意識)を持って実施する必要がある。

第2章 人口の推移

第1 佐世保市の人口の推移

全国的に少子高齢化、人口減が続いており、佐世保市においてもそれは同様である。2019（令和元）年以降は総人口が25万人を割る状況となっており、今後も人口減が続くことが見込まれる。



第 3 部

佐世保市における防災・減災の施策

第1章 監査の観点・方法

佐世保市における防災危機管理局などの組織運営・事務分掌、「佐世保市地域防災計画」の内容並びに予算等について佐世保市に資料提出を求め、これらの現状を確認した。これらの点について、適宜意見を述べる。

第2章 我が国における防災・減災の経緯・内容等

第1 我が国の災害の歴史

文字記録が残っていない時代の地震や大規模津波被害については、地層に残る津波堆積物等により研究が行われている。416年に允恭地震（奈良県）、599年に推古地震（奈良県）、679年に筑紫地震（福岡県）、684年に白鳳地震（南海道沖）などが起こったとの記録が残っている。

その後も多くの記録が残されており、大規模だったものとして、869（貞観11）年の貞観地震・津波（陸奥国）、1026（万寿3）年の万寿地震（島根県益田市）、1096（嘉保3）年の永長地震（東海道沖地震）、1099（承徳3）年の康和地震（南海道沖地震）、1293（正応6）年の鎌倉大地震（永仁鎌倉地震）、1361（正平16）年の正平・康安地震（南海道・東海道沖）、1454（享徳3）年の享徳地震（福島県）、1498（明応7）年の明応地震（東海道沖）、1586（天正13）年の天正地震（東海東山道、飛騨・美濃・近江地震）、1605（慶長9）年の慶長地震（南海トラフ津波地震説）、1611（慶長16）年の会津地震、慶長三陸地震（東北地方）、1703（元禄16）年の元禄地震（『鸚鵡籠中記』によると死者20万人とも）、1707（宝永4）年の宝永地震、1771（明和8）年の八重山地震（明和の大津波）、1792（寛政4）年の島原大変肥後迷惑（雲仙普賢岳噴火）、1793（寛政5）年の寛政地震（宮城県沖地震）、1854（嘉永7）年の安政東海地震（東海道沖の巨大地震）および安政南海地震（南海道沖の巨大地震）、1855（安政2）年の安政江戸地震（安政の大地震）などが挙げられる。

戦後を見ても、枕崎台風（1945（昭和20）年）、南海地震（1946（昭和21）年）、カスリーン台風（1947（昭和22）年）に始まり、

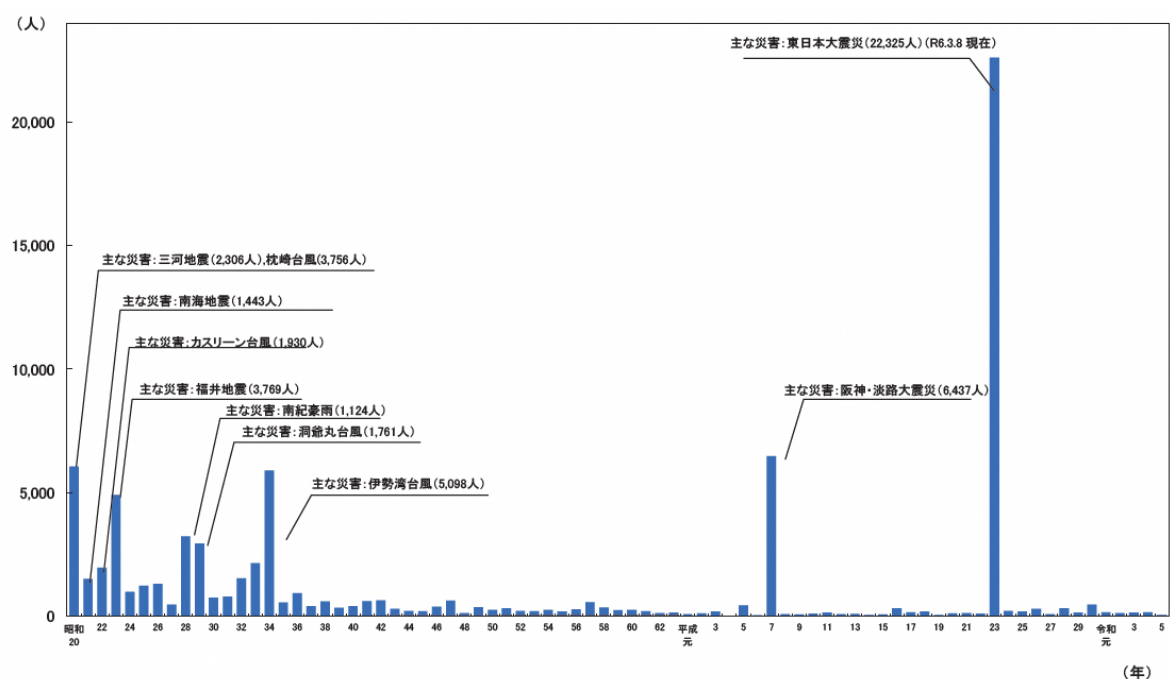
毎年のように大規模な自然災害に見舞われ、多数の死者・行方不明者が発生していた。

年 月 日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306人
9. 17 ~ 18	枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756人
21.12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14 ~ 15	カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769人
9. 15 ~ 17	アイオン台風	四国から東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2 ~ 4	ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539人
26.10. 13 ~ 15	ルース台風	全国 (特に山口)	943人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部, 東北北部	33人
28. 6. 25 ~ 29	大雨 (前線)	九州, 四国, 中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16 ~ 24	南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124人
29. 5. 8 ~ 12	風害 (低気圧)	北日本, 近畿	670人
9. 25 ~ 27	洞爺丸台風	全国 (特に北海道, 四国)	1,761人
32. 7. 25 ~ 28	諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722人
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26 ~ 28	狩野川台風	近畿以東 (特に静岡)	1,269人
34. 9. 26 ~ 27	伊勢湾台風	全国 (九州を除く, 特に愛知)	5,098人
35. 5. 23	チリ地震津波	北海道南岸, 三陸海岸, 志摩海岸	142人
38. 1	昭和38年1月豪雪	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	231人
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟, 秋田, 山形	26人
40. 9. 10 ~ 18	台風第23, 24, 25号	全国 (特に徳島, 兵庫, 福井)	181人
41. 9. 23 ~ 25	台風第24, 26号	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	317人
42. 7 ~ 8	7, 8月豪雨	中部以西, 東北南部	256人
43. 5. 16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3 ~ 15	台風第6, 7, 9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州, 島根, 広島)	447人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30人
51. 9. 8 ~ 14	台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川, 岡山)	171人
52. 1	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101人
52. 8. 7 ~ 53. 10	有珠山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	伊豆大島近海の地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
6. 12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28人
54.10. 17 ~ 20	台風第20号	全国 (特に東海, 関東, 東北)	115人
55. 12 ~ 56. 3	雪害	東北, 北陸	152人
57. 7 ~ 8	7, 8月豪雨及び台風第10号	全国 (特に長崎, 熊本, 三重)	439人
58. 5. 26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田, 青森	104人
7. 20 ~ 29	梅雨前線豪雨	山陰以東 (特に島根)	117人
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	—
12 ~ 59. 3	雪害	東北, 北陸 (特に新潟, 富山)	131人
59. 9. 14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29人
61.11. 15 ~ 12. 18	伊豆大島噴火	伊豆大島	—
平成 2.11. 17 ~ 7. 6. 3	雲仙岳噴火	長崎県	44人
5. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230人
7. 31 ~ 8. 7	平成5年8月豪雨	全国	79人
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437人
12. 3. 31 ~ 13. 6. 28	有珠山噴火	北海道	—
6. 25 ~ 17. 3. 31	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震 (M6.5)	東京都	1人
16.10. 20 ~ 21	台風第23号	全国	98人
10. 23	平成16年 (2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
17. 12 ~ 18. 3	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
19. 7. 16	平成19年 (2007年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
20. 6. 14	平成20年 (2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城, 岩手)	23人
22. 12 ~ 23. 3	雪害	北日本から西日本にかけての日本海側	131人
23. 3. 11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城, 岩手, 福島)	22,325人
23. 8. 30 ~ 23. 9. 5	平成23年台風第12号	近畿, 四国	98人
23. 11 ~ 24. 3	平成23年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	133人
24. 11 ~ 25. 3	平成24年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	104人
25. 11 ~ 26. 3	平成25年の大雪等	北日本から関東甲信越地方 (特に山梨)	95人
26. 8. 20	平成26年8月豪雨 (広島土砂災害)	広島県	77人
26. 9. 27	平成26年 (2014年) 御嶽山噴火	長野県, 岐阜県	63人
28. 4. 14 及び 4. 16	平成28年 (2016年) 熊本地震 (M7.3)	九州地方	276人
30. 6. 28 ~ 7. 8	平成30年 (2018年) 7月豪雨	全国 (特に広島, 岡山, 愛媛)	271人
30. 9. 6	平成30年北海道胆振東部地震 (M6.7)	北海道	43人
令和 1.10. 10 ~ 1.10. 13	令和元年東日本台風	関東, 東北地方	108人
2. 7. 3 ~ 2. 7. 31	令和2年 (2020年) 7月豪雨	全国 (特に九州地方)	88人
3. 7. 1 ~ 3. 7. 14	令和3年 (2021年) 7月1日からの大雨	全国 (特に静岡)	29人
3. 8. 7 ~ 3. 8. 23	令和3年 (2021年) 8月の大雨	全国 (特に長野, 広島, 長崎)	13人
4. 9. 17 ~ 4. 9. 20	令和4年 (2022年) 台風第14号	九州, 中国, 四国地方	5人
6. 1. 1	令和6年能登半島地震 (M7.6)	石川県, 新潟県, 富山県	244人

注1 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100人以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のもののみを、「災害対策基本法」による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。死者・行方不明者数は令和6年3月末時点のもの。

注2 令和6年能登半島地震は、一連の地震における最大規模の地震 (令和6年1月1日16時10分石川県能登地方の地震) を記載。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料、特定災害対策本部資料、兵庫県資料をもとに内閣府作成



注) 令和5年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値
 出典: 昭和20年は主な災害による死者・行方不明者(理科年表による)。昭和21～27年は日本気象災害年報、昭和28年～37年は警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料をもとに内閣府作成

年	人	年	人	年	人	年	人	年	人
昭和20	6,062	37	381	54	208	8	84	25	173
21	1,504	38	575	55	148	9	71	26	280
22	1,950	39	307	56	232	10	109	27	65
23	4,897	40	367	57	524	11	141	28	297
24	975	41	578	58	301	12	78	29	129
25	1,210	42	607	59	199	13	90	30	452
26	1,291	43	259	60	199	14	48	令和元	159
27	449	44	183	61	148	15	62	2	128
28	3,212	45	163	62	69	16	318	3	150
29	2,926	46	350	63	93	17	148	4	159
30	727	47	587	平成元	96	18	177	5	35
31	765	48	85	2	123	19	41		
32	1,515	49	324	3	190	20	101		
33	2,120	50	213	4	19	21	115		
34	5,868	51	273	5	438	22	89		
35	528	52	174	6	39	23	22,585		
36	902	53	153	7	6,482	24	192		

注) 令和5年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値
 出典: 昭和20年は主な災害による死者・行方不明者(理科年表による)。昭和21～27年は日本気象災害年報、昭和28年～37年は警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料を基に内閣府作成

※ 令和6年版防災白書参照

第2 我が国における防災対策の歴史

我が国には、近世以前より「社倉」など、災害やそれに伴う飢饉等に備えて備蓄し、災害時に富豪による寄付拠出の仕組みが地域の中に作られていた。明治期に入り、1881（明治14）年には、地方公共団体の災害復旧事業費について国庫が一定程度の割合を負担する災害復旧制度が設けられた。さらに1880（明治13）年には、「備荒儲蓄法」が制定され、災害への備えが制度化された。その後、1899（明治32）年には、災害時に備え基金を設置する「災害準備拮金特別会計法（罹災救助基金法）」も制定された（同法は1911（明治44）年の「府県災害土木費国庫補助二関スル法律」で埒金制度に代わり国庫補助制度が創設されたことに伴い廃止された）。

前述の通り戦後すぐより大規模な自然災害が繰り返されるなか、災害救助法（1947（昭和22）年）、水防法（1949（昭和24）年）、建築基準法（1950（昭和25）年）が制定され、防災や減災に向けた取組が開始された。伊勢湾台風（1959（昭和34）年）が契機となり、1961（昭和36）年、我が国の災害対策の基本となる法律として災害対策基本法が制定され、防災行政の責任の明確化、総合的かつ計画的な防災行政の推進が図られることとなった。

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災 1995（平成7）年）を契機として、災害対策基本法が一部改正され、ボランティア・自主防災組織による防災活動の環境整備、内閣総理大臣が本部長となる「緊急災害対策本部」の設置要件の緩和、自衛隊の災害派遣要請の法定化が図られることとなった。また、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災 2011（平成23）年）や熊本地震（2016（平成28）年）などを契機に、震災による甚大な被害や防災・減災意識の高まりとともに、災害対策基本法は下記の通

り頻繁に改正されることになった。

2012（平成24）年

大規模災害の広域対応、教訓伝承・防災教育の強化や多様な主体の参加による地域防災力の向上等を推進

2013（平成25）年

被災者支援の拡充、住民と円滑かつ安全な避難の確保、大規模広域な災害に対する即応力の強化、平素からの防災対策の強化等を推進

2014（平成26）年

災害時における緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策等を推進

2015（平成27）年

特定の大規模災害における廃棄物処理について、環境大臣による災害廃棄物処理に関する指針の策定、災害廃棄物処理の代行等を推進

2016（平成28）年

災害時における緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策を追加（実施主体に港湾管理者及び漁港管理者を追加）

2018（平成30）年

被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県がその区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化

2021（令和3）年

避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画の作成の努力義務化、広域避難に係る居住者等の受け入れに関する規定、おそれ段階での国の災害対策本部設置及び災害救助法の適用などを改正

第3章 佐世保市の防災・減災の現状と課題

第1 佐世保市の自然条件

1 地勢

佐世保市は、平坦地に乏しく、いたるところに山岳丘陵が起伏し、北は国見山脈から岐れた石盛山脈が連なり、東は国見山を主峯とする八天岳、隠居岳などからなる国見山脈がそびえ、西には将冠岳、弓張岳などの山脈があつて佐世保と相浦とを分断し、南は深く入り込んだ佐世保湾によって海に接している。一方海岸線は、極めて出入りが多く典型的なリアス式海岸で、点在する島の数に208に及び、全国でも類を見ない特色ある形状を示している。

次に佐世保市及びその付近の地形を形づくる地質構造は、極めて複雑であるが、大別して火成と水成の両岩類に区分され、水成岩は殆んどが砂岩と泥板岩でしめている。このほか早岐、日宇、相浦の一部に沖積層地帯（河川の流域）があり、黒島の斑礫岩、東の浦、金山、高島の石英粗面岩などわずかに見受けられる。佐世保市の地形の基盤をなす水成岩は、主として、第三紀古層に属する黄褐色の砂岩及びその間に挟まれた灰色の泥板岩からなり、その間に薄い炭層を含んだ所があるが傾斜は概してゆるやかである。玄武岩は、黒色を帯び、淡褐色の橄欖石、無色ないし淡褐色の輝石、斜長石の巨晶及び磁鉄鉱からなっており、北側の松原、牟田、田代、山の田附近の一部と将冠岳の西麓、弓張岳の中腹に見受けられ、国見山脈の最も急峻な地帯から西南に向って次第に緩傾斜を作りながら相浦沿岸の沖積層の下に没している。

内陸直下型地震の要因となる活断層の分布については、第三紀層を切る断層は多数あるが、第四紀に活動したことが確実なものはない。しかし、

活断層が確認されていないM 6 クラスの地震はいつ・どこで発生してもおかしくないと考えられている。

2 気象

佐世保市は、下記の表の通り、年平均気温が 1 7 . 2℃、年降水量が 1 9 8 9 . 0 m m であり、我が国のなかでは比較的温暖・多雨の傾向を持つ。温暖・多雨傾向の要因は、佐世保市が南側から西側にかけて海に面しており、近海を流れる対馬海流の影響を受けていることが考えられる。

第 1 表 平均気温、相対湿度、日照時間、降水量の平年値

(佐世保特別地域気象観測所)

要素 \ 月		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年
気温	平均 (℃)	7. 0	7. 8	11. 0	15. 3	19. 7	23. 0	26. 8	28. 0	24. 8	20. 0	14. 4	9. 2	17. 2
相対湿度	平均 (%)	63	62	63	66	70	78	79	76	71	65	66	62	68
日照時間	合計 (h)	111. 5	128. 2	167. 2	183. 2	197. 2	128. 2	165. 6	209. 0	177. 6	188. 6	142. 1	122. 0	1922. 9
降水量	合計 (mm)	63. 4	81. 1	120. 7	152. 9	171. 1	328. 9	342. 2	255. 4	195. 6	98. 6	101. 6	77. 5	1989. 0

統計期間：1991～2020年

3 災害に関する気象

(1) 強風

災害を起こすような強風の原因には台風・低気圧・季節風・前線・竜巻・雷雨等の気象じょう乱や地形効果が加わって起こる局地風がある。佐世保市では、最大風速（1 0 分間平均風速の最大値）が 1 0 m / s 以上の風は冬期の季節風、春秋の低気圧、台風等により、年間 2 8 . 5 日発生している。また、最大風速が 1 5 m / s 以上の強い風や 2 0 m / s 以上の暴風は、台風の接近や強い冬型の気圧配置で発生することが多い。

なお、風速は地形や廻りの建物などに影響されることや、風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1 . 5 倍から 3 倍以上になること、風速が 2 倍、3 倍になると、風圧は 4 倍、9 倍と大きくな

ることに注意を要する。

第2表 日最大風速階級別日数

(佐世保特別地域気象観測所)

階級日数>月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
30.0m/s 以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20.0m/s 以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3
15.0m/s 以上	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	0.2	0.0	0.1	1.4
10.0m/s 以上	2.7	2.4	3.9	3.5	1.4	1.6	2.3	2.1	2.3	1.9	1.4	3.1	28.5

統計期間：1991～2020年

第3表 日最大風速及び日最大瞬間風速 第1位～第5位の記録

(佐世保特別地域気象観測所)

	順位	風速 (m/s)	風向 (16方位)	年月日	原因
日 最 大 風 速 統計期間 (1946/11～2022/12)	1位	29.8	北	1951.10.14	台風第15号(ルース台風)
	2位	29.2	北	1951.10.15	台風第15号(ルース台風)
	3位	26.3	南南東	2020.9.7	台風第10号
	4位	26.1	北	1950.9.13	台風第29号
	5位	25.7	北	1949.6.21	台風第2号(デラ台風)
	順位	風速 (m/s)	風向 (16方位)	年月日	原因
日 最 大 瞬 間 風 速 統計期間 (1951/3～2022/12)	1位	49.3	北	2004.10.20	台風第23号
	2位	43.5	北東	2006.9.17	台風第13号
	3位	42.1	西	1991.9.27	台風第19号
	4位	41.6	東南東	2020.9.7	台風第10号
	5位	41.4	北北西	2004.8.30	台風第16号

(2) 台風

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼ぶところ、このうち北西太平洋（赤道より北で東経180度より西の領域）または南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速がおおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上のものを「台風」と定義している。

台風は、1991（平成3）～2020（令和2）年の平年値によると、

年間 25.1 個発生し、月別の発生数は 8 月が 5.7 個と最も多い。また、日本への年間の接近数は 11.7 個、上陸（台風が中心が北海道・本州・四国・九州の海岸線に達した場合。ただし、台風が中心が小さい島や半島を横切って短時間で再び海に出る場合は「通過」という。）した数は 3.0 個である。このうち九州北部地方（山口県を含む）に接近（台風が中心が国内のいずれかの気象官署から半径 300 km 以内の域内に入った）した台風は、年間 3.8 個である。

台風が接近するとき、暴風、大雨、高潮、高波などによる甚大な災害が発生することがある。気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、風速（10 分間平均）をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現している。

第 4 表 台風の階級表現

強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s（64ノット）以上～44m/s（85ノット）未満
非常に強い	44m/s（85ノット）以上～54m/s（105ノット）未満
猛烈な	54m/s（105ノット）以上

大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km以上～800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

第5表 日降水量階級別日数

(佐世保特別地域気象観測所)

階級別日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
100.0mm以上	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.9	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0	2.4
70.0mm以上	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	1.1	1.4	0.7	0.6	0.2	0.1	0.1	4.8
50.0mm以上	0.0	0.1	0.3	0.5	0.9	1.9	2.3	1.3	0.9	0.4	0.3	0.2	9.0
30.0mm以上	0.3	0.6	1.0	1.4	2.0	3.6	3.6	3.1	2.0	1.0	1.0	0.7	20.3
10.0mm以上	2.2	2.6	4.1	4.8	4.7	7.2	6.4	5.8	4.8	2.8	2.7	2.3	50.2
1.0mm以上	8.1	8.1	9.9	8.9	8.8	12.3	11.3	10.2	9.1	6.2	7.7	7.4	108.0

第6表 日降水量及び日最大1時間降水量1～5位の記録

(佐世保特別地域気象観測所)

要素・種別	順位	降水量 (mm)	年月日	気象要因
日 降 水 量	1 位	371.8	1957. 7. 25	前線 (諫早水害)
	2 位	344.4	1955. 4. 15	前線
	3 位	322.5	1990. 7. 2	前線
	4 位	301.5	1989. 7. 28	台風第11号
	5 位	274.0	2020. 6. 25	前線
日最大1時 間降水量	1 位	125.1	1967. 7. 9	低気圧
	2 位	104.5	2001. 6. 23	前線
	3 位	102.4	1956. 8. 27	低気圧
	4 位	90.0	1948. 9. 11	低気圧
	5 位	87.0	2001. 9. 5	前線

統計期間：1946年11月～2022年12月

(3) 梅雨

梅雨は、春から夏に移行する過程で、その前後の時期と比べて雨が多くなり、日照が少なくなる季節現象である。梅雨の入り・明けは、平均的に5日間程度の「移り変わり」の期間があることから、その遷移期間のおおむね中日をもって「〇〇日ごろ」と表現している。

佐世保市が含まれる九州北部地方（山口県を含む）の梅雨入り・明けの
平年値（１９９１（平成３）～２０２０（令和２）年）は以下の通りである。

梅雨入り	６月４日ごろ
梅雨明け	７月１９日ごろ

また、佐世保市の１９９１（平成３）～２０２０（令和２）年における
６月・７月の月降水量の平年値は以下の通りである。

６月	３２８．９mm
７月	３４２．２mm

梅雨期の前半、前線が九州の南海上に停滞する時期は地雨性の降水が多く、前線が北上して九州北部にかかる後半には短時間の強い雨が降りやすくなる。１９５７（昭和３２）年諫早大水害、１９８２（昭和５７）年の長崎大水害が典型的な事例である。１９６７（昭和４２）年７月９日の昭和４２年７月豪雨は、梅雨前線が停滞したところに台風から弱まった低気圧がこの前線上を通過したために集中的な大雨が降った。

梅雨末期の集中豪雨が特に災害を大きくするもう一つの要因に「直前
の大雨」がある。この時期は、地面が十分に水を含み保水力が減り、地面が緩んでいることが多い。この状態における降水は全てが地表水になって流水し、山肌や崖を崩し、土石流となる。最近では山・崖崩れ、土石流、地すべり等によるいわゆる土砂災害が自然災害のなかで大きな比重を占めている。

第7表 大災害時の毎時降水量

(佐世保特別地域気象観測所)

時 日	S 2 3 年 9 月		S 3 0 年 4 月		S 4 2 年 7 月		S 5 7 年 7 月	
	1 1 日	1 2 日	1 5 日	1 6 日	8 日	9 日	2 3 日	2 4 日
1	5	65	7	5	—	3	0.0	4.0
2	2	1	7	19	—	1	0.0	6.5
3	1	0	3	48	—	1	0.0	2.5
4	1	—	1	5	0	2	0.0	0.0
5	0	1	2	1	1	4	0.5	0.5
6	7	1	7	0	2	2	0.5	0.0
7	8	3	3	—	24	5	0.5	0.0
8	0	7	2	—	41	10	0.5	2.5
9	0	—	1	0	8	2	0.5	2.0
10	—	—	2	0	22	10	1.5	3.0
11	1	—	39	0	14	7	0.5	—
12	1	—	59	0	0	26	0.0	—
13	3	—	21	0	0	125	1.5	0.0
14	2	—	28	1	0	35	1.0	0.0
15	26	—	23	1	1	0	1.0	1.5
16	2	—	12	17	0	—	1.5	1.0

時 日	S 2 3 年 9 月		S 3 0 年 4 月		S 4 2 年 7 月		S 5 7 年 7 月	
	1 1 日	1 2 日	1 5 日	1 6 日	8 日	9 日	2 3 日	2 4 日
17	—	—	7	13	0	—	13.5	0.0
18	1	—	5	2	1	—	44.0	3.5
19	37	—	22	5	0	—	34.5	0.0
20	62	—	17	3	0	—	36.5	—
21	46	—	19	0	0	—	14.0	—
22	9	—	3	3	0	—	35.5	—
23	46	—	2	3	2	—	1.0	—
24	88	—	7	0	3	—	12.0	—
日 降 水 量	216	218	299	126	119	233	200.5	27.0
最 大 1 時 間	90 mm		72mm		125 mm		55.5 mm	
降 水 起 日 時 間	11日23時40分		15日11時35分		9日13時10分		23日18時30分	

(4) 地震

佐世保市（佐世保特別地域気象観測所）においては、1947（昭和22）年の観測開始から2022（令和4）年までに震度1以上が観測された地震は119回である。最大震度は震度4で、これは2005（平成17）年3月20日の福岡県北西沖の地震（M7.0）によるものである。2016（平成28）年4月の熊本県熊本地方の地震は、最大震度は震度3であった。

佐世保市を含む長崎県北部は比較的地震活動が穏やかなところであるが、周辺（長崎県外を含む）で過去にはM6～7の地震が発生しており、2016（平成28）年4月の熊本県熊本地方で最大M7.3の地震が発生した。

第8表 佐世保市における震度1以上の地震の回数（1947～2022年）

震度階級	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱以上
回数	86	28	4	1	0

佐世保測候所 大黒町（1947～2001年）

佐世保特別地域気象観測所 千尽町（2002～2022年）

（5）津波

佐世保市は過去における津波の被害は少ないが、沿岸に位置するため津波について常に注意を払わなければならない。最近では2011（平成23）年3月11日、三陸沖で発生した地震（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」）により津波を観測した。

第9表 佐世保市における津波の観測値（最大値）

地点	観測値	観測日時
佐世保（海上保安庁）	68cm	2011年3月11日21時52分

（1947年～2022年）

第2 社会条件

佐世保市は、九州の北西端、長崎県の北部に位置する。佐世保市中心部から長崎市までは約80km、福岡市まで約100km、東京まで約1,000km、中国上海市まで約800kmの位置にある。

総面積は長崎県全体の約10%にあたる426.01km²を有している。佐世保市内では烏帽子岳（568m）や将冠岳（443m）等の山系が連なり、臨海部ではリアス式海岸が形成され、各所に半島や岬が見られる。このリアス式海岸と大小の島々が織り成す複雑な自然景観は、西海国立公園「九十九島」として称賛されている。気象条件は、対馬暖流の影響を受け、年平均気温16.9度（2014（平成26）年）、年平均降水量約2,200mm（2014（平成26）年）と温暖な気候である。都市としての発展の歴史をみると、1886（明治19）年に旧海軍の鎮守府と軍港の設置が決定されてから急速に発展し、1902（明治35）年に村から一挙に佐世保市となった。以降、昭和、平成の合併を経て現在の佐世保市域となる。

人口は1960（昭和35）年の約262,000人をピークに、その後は250,000人前後で推移していたが、旧6町との合併を経て、現在は約237,000人となっている。戦後は平和産業港湾都市として、造船や炭鉱を柱にした発展を経て、現在は造船等の製造業とともに長崎県北地域の商業・サービス業の中心都市となっている。

佐世保駅はJR佐世保線の終着駅であり、長崎県北地区へは第3セクターの松浦鉄道により、長崎へはJR大村線により連結している。また、三浦地区の鯨瀬栈橋は離島航路、新みなと浮栈橋は近海航路の発着基地になっている。

国県道による隣接地域との主要アクセスは、高規格自動車専用道・西九州自動車道、国道35号、202号、204号、205号、498号、主要地

方道・佐世保嬉野、佐世保日野松浦、佐世保吉井松浦の各線、一般長崎県道・佐世保鹿町、佐世保世知原の各線により連結している。国道３５号、２０４号は佐世保市内を南北に貫く幹線道路であるが、地形の制約から、幅員が狭隘で朝夕の交通混雑の一因となっている。

佐世保市のライフライン等の状況は以下の通りである。

① 水道普及率

２０２１（令和３）年度末において、水道普及率は９９．８％である。

② 下水道普及率

２０２１（令和３）年度末において、下水道普及率は６０．４％である。

③ 都市ガス普及率

２０２０（令和２）年度末において、都市ガス普及率は３７．４％である。

④ 電気普及率

佐世保市内の電気の普及率は１００％である。

⑤ 建物の状況

佐世保市にある建物棟数は、２０２１（令和３）年１月１日現在、１４９，４７１棟でこのうち木造建物は８１．０２％である。

第３ 原子力発電

佐世保市の近隣には玄海原子力発電所が存在する。緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone）については、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」において示す目安及び長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）を踏まえ、玄海原子力発電所か

ら半径 30 km 圏内の地域を対象としており、佐世保市内の対象地域及び地区の範囲を定められている。範囲は下記の一覧表記載の通りである。また、半径 30 km 圏に隣接する地域についても、気象状況等を踏まえて柔軟に配慮されている。

1 【江迎町】

地 域	地区（該当する町内会・区）
梶ノ村	梶ノ村
北田	
飯良坂	根引
根引	
栗越	栗越
簀尾(えびらお)	
中尾	中尾（一部）
奥川内	深川、中尾（一部）、堤原（一部）
長坂	長坂、西江迎（一部）、東江迎、西岩崎（一部）、末橋（一部）
上川内	
末橋	末橋（一部）、亀の子住宅
三浦	三浦、岩石、西岩崎（一部）
北平	
小川内	小川内、小川内住宅、東岩崎（一部）
赤坂	赤坂
志戸氏	志戸氏（一部）、東ノ木
七腕	堤原（一部）、志戸氏（一部）
猪調	猪調、平野、丸尾、新丸尾、東丸尾
田ノ元	田ノ元、岩下、潜竜住宅、住吉、開田

2 【吉井町】

地 域	地区（該当する町内会・区）
草ノ尾	草ノ尾区
福井	福井区、下福井区
板樋	板樋自治会
梶木場	梶木場区
直谷	上直谷区、下直谷区、松原区、内裏区
前岳	東立石町内会の一部
春明	下橋川内町内会の一部、御橋区
橋川内	上橋川内区の一部
橋口	

3 【世知原町】

地 域	地区（該当する町内会・区）
北川内	北川内区の一部、栗迎 2 区の一部
赤木場	北川内区の一部
中通	北川内区の一部、栗迎 2 区の一部、槍巻 3 区の一部、城山区の一部、かじか区の一部
太田	太田区、春日区の一部、筥瀬区の一部
木浦原	木浦原区の一部、栗迎 1 区の一部
筥瀬	木浦原区の一部、筥瀬区の一部、春日区の一部、栗迎 6 区の一部
岩谷口	岩谷口、高野区
栗迎	栗迎 3～5 区、栗迎 1 区の一部、栗迎 2 区の一部、栗迎 6 区の一部、栗迎 7 区の一部
矢櫃	かじか区の一部、栗迎 7 区の一部、長田代区の一部

第4章 佐世保市における防災・減災に関する施策の概要と担当部局

第1 計画の概要

佐世保市は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、佐世保市の地域にかかる災害対策に関し、下記の事項を定め、災害の未然防止、災害の軽減及び災害復興のための諸施策を明らかにし、これを総合的かつ計画的に推進することによって、佐世保市防災体制の確立を図り、佐世保市民福祉の増進と佐世保市勢の発展を期することを目的とする「佐世保市地域防災計画」を策定している。本監査報告書では、この「佐世保市地域防災計画」の詳細を精査・検討している。

- 1 佐世保市の地域にかかる防災に関し、佐世保市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害に関する情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策の計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 災害に関する各種の措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

第2 佐世保市における担当部局と財務内容

防災・減災に関する施策は多岐にわたり、佐世保市の多くの部署が何らかの施策に関わっているところ、本報告書では、防災・減災に関する施策に関係が深い防災危機管理局及び佐世保市消防局についてのみ述べる。

1 防災危機管理局の職務分掌と財務内容

(1) 防災危機管理局について

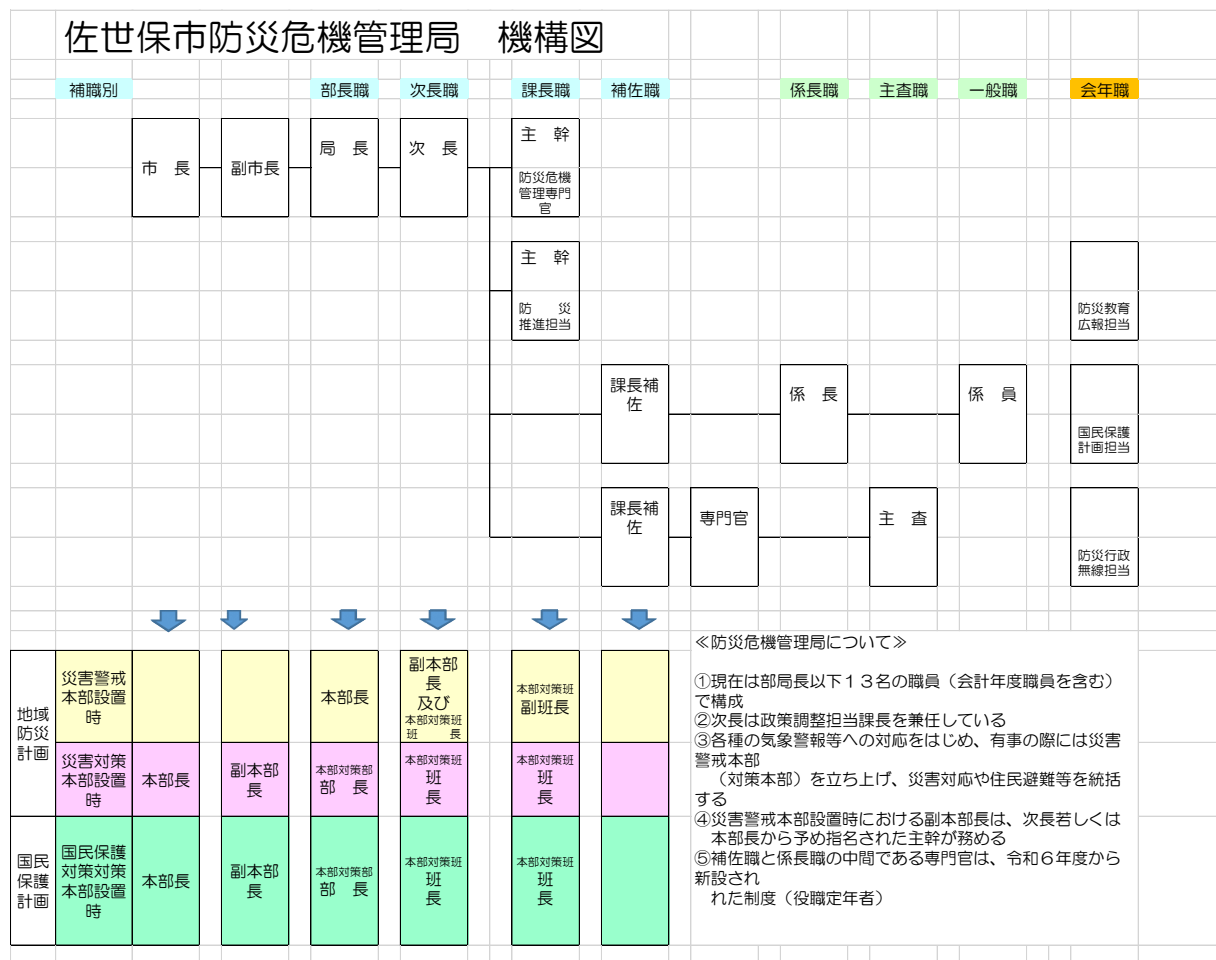
防災危機管理局は、防災・減災に関する施策全般を担当する。

(2) 組織構成・事務分掌

防災危機管理局の組織構成や事務分掌は以下の通りである。

ア 組織構成

防災危機管理局の組織構成は以下の通りである。



イ 職務分掌

防災危機管理局の職務分掌は以下の通りである。なお、提供された資料のうち、職員の氏名は削除している。

事 務 分 掌				
防災危機管理局				2024/4/1現在
補職名	職 種	氏 名	事 務 分 掌	
局 長	事務職		1	防災危機管理に係る総合統括に関すること。
次 長	消防職		1	防災危機管理に係る総合調整に関すること。
			2	災害警戒本部・災害対策本部運用に関すること。
			3	危機対策会議に関すること
			4	国土強靱化、防災・減災実効計画に関すること。
			5	局員の指揮監督に関すること。
主 幹 (防災危機 管理専門官)	事務職		1	防災危機管理に係る調整に関すること。
			2	災害警戒本部・災害対策本部運用に関すること。
			3	自主防災リーダー育成に関すること。
			4	各種防災訓練に関すること。
			5	原子力艦及び原子力施設防災対策に関すること。
			6	国民保護対策に関すること。
			7	国民保護関連マニュアル等に関すること。
			8	地域防災計画及び防災会議開催に関すること。
			9	防災協定に関すること。
			10	特定個人情報事務取扱に関すること。
			11	防災関係機関との連絡調整に関すること。
			12	局員の指揮監督に関すること。
主 幹 (防災情報 担当)	消防職		1	災害警戒本部・災害対策本部運用に関すること。
			2	自主防災組織育成に関すること。
			3	地震・津波対策に関すること。
			4	防災行政無線の運用に関すること。
			5	原子力艦及び原子力施設防災対策に関すること。
			6	各種防災訓練に関すること。
			7	地域型防災訓練に関すること。
			8	防災行政無線の維持管理に関すること。
			9	防災行政無線戸別受信機貸与業務に関すること。
			10	屋外拡声子局整備計画に関すること。
			11	防災関連システムに関すること。
			12	特定個人情報の事務取扱に関すること。
			13	水防・土砂災害対策(ハザードマップ等)に関すること。
			14	局員の指揮監督に関すること。

課長補佐	消防職		1	災害警戒本部・災害対策本部運用に関する事。
			2	避難情報の判断・伝達マニュアルに関する事。
			3	各種防災訓練に関する事。
			4	地域型防災訓練に関する事。
			5	原子力艦及び原子力施設防災対策に関する事。
			6	国民保護計画及び国民保護協議会開催に関する事。
			7	国民保護関連マニュアル等に関する事。
			8	水防・土砂災害対策(ハザードマップ等)に関する事。
			9	要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進に関する事。
			10	災害危険箇所視察に関する事。
			11	特定個人情報事務取扱に関する事。
			12	その他防災業務に関する事。
			13	局員の指揮監督に関する事。
課長補佐	事務職		1	災害警戒本部・災害対策本部運用に関する事。
			2	災害情報共有システムの運用に関する事。
			3	地震・津波対策に関する事。
			4	予算の執行及び決算の事務に関する事。
			5	避難所運営班の運用に関する事。
			6	危機対策会議に関する事。
			7	局内の庶務に関する事。
			8	Yahoo! 防災速報システムに関する事。
			9	被災者支援システムに関する事。
			10	緊急速報メール(エリアメール)に関する事。
			11	統合型地理情報システム(GIS)に関する事。
			12	長崎県防災情報システム(Lアラート)に関する事。
			13	安否情報システム(消防庁)に関する事。
			14	全国瞬時警報システム(Jアラート)に関する事。
			15	緊急情報ネットワークシステム(Em-net)に関する事。
			16	SNS(LINE・Facebook,X等)に関する事。
			17	特定個人情報事務取扱に関する事。
			18	その他防災業務に関する事。
専門官	消防職		1	自主防災リーダー育成に関する事。
			2	防災意識啓発(出前講座等)に関する事。
			3	自主防災組織結成・育成及び用品管理等に関する事。
			4	地区防災計画策定推進に関する事。
			5	各種防災訓練に関する事。
			6	原子力艦防災対策に関する事。
			7	防災関係職員研修(広域連携事業)に関する事。
			8	原子力施設防災対策に関する事。
			9	国民保護計画及び国民保護協議会開催に関する事。
			10	水防・土砂災害対策(ハザードマップ等)に関する事。
			11	長崎県防災行政無線に関する事。
			12	全国瞬時警報システム(Jアラート)に関する事。
			13	特定個人情報事務取扱に関する事。
			14	その他防災業務に関する事。

係 長	事務職	1	災害警戒本部・災害対策本部運用に関すること。
		2	危機対策会議に関すること。
		3	避難所の運用等に関すること。
		4	各種応急対策計画及び会議開催に関すること。
		5	避難情報の判断・伝達マニュアルに関すること。
		6	原子力施設防災対策に関すること。
		7	国土強靱化、防災・減災実効計画に関すること。
		8	国民保護計画及び国民保護協議会開催に関すること。
		9	地震・津波対策に関すること。
		10	地域防災計画及び防災会議開催に関すること。
		11	避難所表示板設置に関すること。
		12	予算の執行及び決算の事務に関すること。
		13	局内の庶務に関すること。
		14	特定個人情報事務取扱に関すること。
		15	その他防災業務に関すること。
主 査	技術職	1	災害警戒本部・災害対策本部運用に関すること。
		2	災害情報共有システムの運用に関すること。
		3	防災行政無線の維持管理に関すること。
		4	防災行政無線の運用に関すること。
		5	防災行政無線戸別受信機貸与業務に関すること。
		6	屋外拡声子局整備計画に関すること。
		7	Yahoo! 防災速報システムに関すること。
		8	被災者支援システムに関すること。
		9	緊急速報メール(エリアメール)に関すること。
		10	長崎県震度情報ネットワークシステムに関すること。
		11	長崎県防災行政無線に関すること。
		12	長崎県防災情報システム(Lアラート)に関すること。
		13	全国瞬時警報システム(Jアラート)に関すること。
		14	緊急情報ネットワークシステム(Em-net)に関すること。
		15	SNS(LINE・Facebook,X等)に関すること。
		16	固定資産台帳管理システムに関すること。
		17	特定個人情報事務取扱に関すること。
		18	その他防災業務に関すること。
主 事	事務職	1	災害警戒本部・災害対策本部運用に関すること。
		2	災害時避難行動シート・防災マップの管理に関すること。
		3	コミュニティ助成事業に関すること。
		4	災害警戒本部関係課会議に関すること。
		5	避難所運営班の運用に関すること。
		6	防災関係職員研修(広域連携事業)に関すること。
		7	被災者支援システムに関すること。
		8	災害情報共有システムの運用に関すること。
		9	Yahoo! 防災速報システムに関すること。
		10	SNS(LINE・Facebook,X等)に関すること。
		11	避難所表示板設置に関すること。
		12	危機対策会議に関すること。
		13	地域防災計画及び防災会議開催に関すること。
		14	業務継続計画・受援計画に関すること。
		15	国土強靱化地域計画に関すること。
		16	原子力艦船防災対策に関すること。
		17	防災協定に関すること。
		18	予算の執行及び決算の事務に関すること。
		19	局内の庶務に関すること。
		20	応急対策職員派遣制度(システム)に関すること。
		21	ゼンリン住宅地図配信サービスに関すること。
		22	特定個人情報事務取扱に関すること。
		23	その他防災業務に関すること。

ウ 職員の資格取得状況等

職員の資格取得等の状況は以下の通りである。

防災危機管理局の職員数、防災減災に関する有資格等

2024/4/1現在

番号	補職名	氏 名	特記事項	防災減災に関する有資格者数等	
				専科・講習・研修等修了履歴	各種資格等
1	局 長				
2	次 長		消防職員	・ 総務省消防大学校警防科 ・ 総務省消防大学校特殊災害科 ・ 原子力艦防災研修(緊急時に列グ)	・ 陸上特殊無線技士 ・ 大型自動車運転免許 ・ 1 級小型船舶操縦士
3	主 幹 防災危機 管理専門官		元 陸 上 自 衛 官	・ 原子力防災基礎研修	・ 地域防災マネージャー ・ 大型自動車運転免許 ・ けん引自動車免許
4	主 幹 防災情報担当		消防職員	・ 原子力艦防災研修(緊急時に列グ) ・ 原子力防災要員研修	・ 陸上特殊無線技士 ・ 大型自動車運転免許
5	課長補佐		消防職員		・ 陸上特殊無線技士 ・ 大型自動車運転免許
6	課長補佐			・ 原子力防災基礎研修	・ 陸上特殊無線技士
7	専 門 官		消防職員	・ 総務省消防大学校幹部科 ・ 原子力艦防災研修(緊急時に列グ)	・ 陸上特殊無線技士
8	係 長				・ 大型自動二輪免許
9	主 査			・ 原子力防災基礎研修	・ 陸上特殊無線技士 ・ 第2種電気工事士
10	主 事		元 海 上 自 衛 官		・ 1 級小型船舶操縦士
11	会計年度 任用職員 (フルタイム)		元 海 上 自 衛 官		
12	会計年度 任用職員 (フルタイム)				
13	会計年度 任用職員 (パートタイム)				

ア 歳入

2023（令和5）年度の歳入は以下の通りである。

イ 歳出

2023（令和5）年度の歳出は以下の通りである。

[illegible]

2	土砂災害防止及び山地災害防止に関する佐世保市内郵便局と長崎県北振興局及び佐世保市との協力に係る実施協定書	佐世保郵便局、長崎県北振興局	防災危機管理局	H13.7.31
3	佐世保市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	防災危機管理局	H23.10.19
4	災害発生時における相互協力に関する協定書（避難所）	長崎判務所	防災危機管理局	R2.7.1
5	「道の駅」させぼくす99の防災機能利用に関する基本協定	長崎河川国道事務所	ふるさと物産振興課	R2.11.24
6	災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定書	国土交通省九州地方整備局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、下関市、北九州市、（一社）日本埋立浚渫協会九州支部、九州港湾空港建設協会連合会、山口県港湾建設協会、（一社）日本海上起重技術協会九州支部、全国港湾業協会西日本支部、（一社）日本潜水協会福岡支部、（一社）海洋調査協会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会	港湾部	H28.1.5
③民間団体等との災害協定				
【インフラ・ライフライン復旧】				
1	緊急給水業務の支援に関する協定書	佐世保管工事協同組合	水道局	S62.8.22
2	緊急支援業務に関する協定書	一般社団法人 佐世保市水道事業サービス協会	水道局	H28.7.25
3	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書	佐世保市下水道維持管理協会	水道局	R5.2.9
4	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	水道局	R5.2.9
5	佐世保市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	水道局	R5.2.9
6	災害応急対策に必要な水の支援活動（社会貢献）に関する協定書	長崎県北生コン協同組合	防災危機管理局	H20.6.13
7	災害時における冷凍空調の応急対策に関する協定書	（一社）冷凍空調保安協会	防災危機管理局	H27.3.26
8	大規模災害発生時におけるＬＰガス供給に関する協定書	（一社）長崎県ＬＰガス協会佐世保支部	防災危機管理局	H22.12.8
9	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	N T T 西日本(株)長崎支店	防災危機管理局	H29.3.17
10	佐世保市地域災害復旧に関する覚書	九州電力㈱佐世保、平戸、五島配電事業所	防災危機管理局	H29.3.24
11	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	防災危機管理局	R2.12.18
12	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	太陽建機レンタル株式会社	防災危機管理局	R3.8.2
13	電気自動車を活用した災害連携協定書	佐世保タクシー株式会社、日産自動車株式会社、長崎日産自動車株式会社、日産プリンス長崎販売株式会社、株式会社西九州させぼパワース	防災危機管理局	R3.4.22
14	漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定	一般社団法人水産土木建設技術センター	農林水産部	R4.7.8
【物資・食糧・燃料補給】				
15	災害時における物資の供給に関する協定書	佐世保玉屋	市民生活部	H23.5.1
16	災害時における物資の供給に関する協定書	イオン九州㈱	市民生活部	H23.9.1
17	災害時における物資の供給に関する協定書	㈱エレナ	市民生活部	H23.10.1
18	災害時における物資の供給に関する協定書	生活協同組合ラコープ	市民生活部	R1.10.30
19	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ナフコ	市民生活部	R2.12.22
20	災害時における物資の供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	市民生活部	R4.8.8
21	災害時における燃料供給等支援活動に関する協定書	長崎県石油商業組合佐世保支部	防災危機管理局	H26.3.26
【避難生活支援・避難収容】				
22	災害時における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会佐世保支部	防災危機管理局	H26.6.12
23	災害時における調理等業務に関する協定書	㈱九州フーズ&ライフ	教育委員会	H27.7.17
24	災害時における配送等業務に関する協定書	㈱九州フーズ&ライフ	教育委員会	R2.3.18
25	佐世保市と大塚製薬株式会社との市民の健康維持・増進等に関する連携協定書	大塚製薬株式会社福岡支店	保健福祉部	H29.8.31
26	災害発生時における相互協力に関する協定書（避難所）	南風崎M/Gレヂデンス株式会社	防災危機管理局	H30.3.26
27	災害時における自主運営避難所施設としての使用に関する覚書	佐世保仏教連合会	防災危機管理局	R2.9.1
28	自然災害発生時における海上自衛隊佐世保OB会の支援に関する協定書	海上自衛隊佐世保OB会	防災危機管理局	H31.2.15
29	避難所施設利用に関する協定書	社会福祉法人白寿会	防災危機管理局	R4.5.12
30	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	佐世保市老人福祉施設連絡協議会（27施設）	保健福祉部	H26.3.28
31	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	介護老人保健施設等（9施設）	保健福祉部	H26.3.28
32	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	障がい者支援施設（6施設）	保健福祉部	H26.3.28
【医療救護】				
33	災害時等における災害救助犬の活動に関する協定書	特定非営利活動法人ジャパン使役犬活動センター	防災危機管理局	H28.7.20
34	災害時等の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人佐世保市医師会	保健福祉部	H24.1.1
35	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書	一般社団法人佐世保市歯科医師会	保健福祉部	H29.6.9
36	長崎県自治体病院災害時における医療機関相互応援に関する協定	医療機関（25施設）	子ども未来部	H29.11.1
【災害廃棄物処理】				
37	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	一般社団法人長崎県産業資源循環協会	環境部	R3.8.31
38	災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定書	一般社団法人長崎県建造物解体工業協会	防災危機管理局	H30.4.3
39	非常災害及び感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定	佐世保市一般廃棄物処理業協同組合	環境部	R3.12.1

40	非常災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書 【し原収集運搬・処理】	長崎県環境保全協会、長崎県環境整備事業協同組合	環境部 R4.3.30
41	災害時におけるし原等の収集運搬の協力に関する協定書 【遺体の取り扱い】	佐世保市生活環境保全整備協議会	環境部 H26.10.10
42	災害時における協力に関する協定書 【緊急輸送】	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	防災危機管理局 H31.1.31
43	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	たつみ運送	市民生活部 H28.3.31
44	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	井手運送	市民生活部 H28.3.31
45	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書 【災害広報】	赤帽 長崎県軽自動車運送協同組合 佐世保支部	市民生活部 H28.3.31
46	災害緊急放送に関する協定	F M させぼ	防災危機管理局 H19.8.27
47	災害緊急放送に関する協定	九州テレビ・コミュニケーションズ㈱	防災危機管理局 H29.8.16
48	災害に係る情報発信等に関する協定 【被害状況把握】	ヤフー株式会社	防災危機管理局 H29.8.17
49	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書	社団法人 長崎県建設業協会佐世保支部	契約監理室 H21.1.15
50	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書	社団法人 長崎県中小建設業協会佐世保支部協会	契約管理室 H21.8.10
51	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書	佐世保電気工事業協同組合	防災危機管理局 H22.3.15
52	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書	佐世保市造園建設業協同組合	契約監理室 H22.4.23
53	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書	社団法人長崎県建設業協会北部支部佐世保分会	契約監理室 H22.9.30
54	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書	県北防災建設業協同組合	契約監理室 H22.9.30
55	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書	佐世保市北部地域防災協議会	契約監理室 H22.9.30
56	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書	佐世保市法面技術協同組合	契約監理室 H22.9.30
57	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書	社団法人長崎県地質調査業協会	契約監理室 H22.9.30
58	原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書	九州電力㈱	防災危機管理局 H24.6.9
59	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	㈱ゼンリン	防災危機管理局 H29.3.29
60	災害時における無人航空機による協力に関する協定書 【被災建物・宅地被害調査】	国土交通省認定講習団体 ㈱FlightPILOT	防災危機管理局 H30.8.1
合計75団体（地方自治体・民間等）			
【意見】			

佐世保市は、災害の発生に備え、近隣自治体や各種民間団体と締結しているものの、主として物資の準備・移動、インフラ整備に関する協定に限られ、被災住民に対するサービスという視点での協定は締結できていない。例えば、他の自治体では、弁護士会との間で、豪雨や地震等の自然災害が発生した場合に、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図るため、弁護士による相談や有益な法的情報の提供、災害に備えて平時から連携強化（勉強会や意見